

石 総 総 第 39 号
令和 7 年 5 月 30 日

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○ 様

審査請求人から令和 6 年 6 月 24 日付け（受付日：令和 6 年 6 月 25 日）で提起された保有個人情報不開示決定（石総総第 27 号）及び保有個人情報開示決定（石総総第 39 号）の処分に係る審査請求については、石垣市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を得て次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を一部認容する。

石垣市長が令和 6 年 4 月 12 日付け、保有個人情報不開示決定（石総総第 27 号）及び令和 6 年 4 月 23 日付けで審査請求人に対して行った保有個人情報開示決定（部分開示決定、石総総第 39 号）処分のうち、「令和 4 年度上期・下期、令和 5 年度上期の人事評価シート（評価済み）について、「1 次評価」欄及び「2 次評価」欄を不開示とした部分を取り消し、開示する。ただし、「1 次評価者・フィードバック終了後コメント欄」及び「2 次評価者コメント欄」を不開示とした部分については本件審査請求を棄却する。

第 1 事案の概要

- 1 令和 6 年（2024 年）3 月 29 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき、「令和 04 年度上期、下期の人事評価シート（評価済みのもの）、令和 05 年度上期、下期の人事評価シート（評価済みのもの）」についての保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和 6 年（2024 年）4 月 12 日、石垣市長（以下「実施機関」という。）は本件請求に対し「①令和 4 年度上期・下期、令和 5 年度上期の人事評価シート、②令和 5 年度下期の人事評価シート」を保有個人情報不開示決定通知書（石総総第 27 号）で、不開示としたが、実施機関において改めて精査した結果、一部、部分開示が相当であるとの判断から「令和 4 年度上期・下期、令和 5 年度上期の人事評価シート」を保有個人情報開示決定通知書（石総総第 39 号）で「1 次評価」欄・「2 次評価」欄・「1 次評

価者・フィードバック終了後コメント欄」・「2次評価者コメント欄」を除いて開示し、「令和5年度下期の人事評価シート」を保有個人情報不開示決定通知書（石総総第40号）で不開示とし、審査請求人に通知した。

- 3 令和6年（2024年）6月24日付けで、審査請求人は、保有個人情報不開示決定に対し、審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の趣旨

【審査請求人の主張】

審査請求人はおおむね次のとおり主張し、本件部分開示の取消しを求めている。

1 審査請求の理由と主旨

石総総第27号では、一度「不開示」の決定があったが、石総総第39号では「開示（部分公開）」決定があり、異なる二つの決定が存在する状況である。石総総第39号の開示決定通知書の内容は、部分開示であったため、把握しなかった人事評価シートの情報は黒塗り（不開示）であった。

2 審査請求人の実施機関に対する反論の趣旨

法第78条第1項第7号への該当性について、人事異動や昇格等の人事構想等を開示することにより公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれていると認識しているが、人事評価シートを処遇反映していないのであれば、不開示の根拠に該当しないと考える。

【実施機関の主張】

実施機関は以下のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

1 異なる2つの決定が存在する経緯

当初不開示として決定するに至った経緯として、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると判断したが、全てが個人情報ではないと判断し、改めて開示したものである。

2 法第78条第1項第7号への該当性の主張について

現在、人事評価シートによる処遇反映は実施していないが、今後、昇給等処遇反映を実施する予定である。そのため、人事評価シートを開示することで評価者が被評価者からの不満を懸念し、適正な評価を阻害する懸念があり、今後の人間関係に大きな影響を与え、将来の評価をやりにくくするおそれがある。そのため、「1次評価」欄、「2次評価」欄、「1次評価者・フィードバック終了後コメント欄」、「2次評価者コメント欄」を除いて開示した。

第3 裁決の理由及び結論

【裁決の理由】

1 本件に係る法の規定について

法第 78 条第 1 項 7 号へは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものと規定している。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、令和 4 年度上期・下期、令和 5 年度上期・下期の人事評価シート（評価済み）として特定した。

3 本件処分について

(1) 法第 78 条第 1 項第 7 号への該当性について

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるか否かについて

ア 石垣市職員人事評価実施規程（以下「規程」という。）第 16 条では「人事評価の結果や手続等に関し不服がある場合は」苦情相談申立をすることができるとされているため、人事評価の結果について苦情相談申立をするために、必要かつ相当な範囲での人事評価の結果の開示が前提と考えられる。

イ 他方で無制限に開示すると、被評価者からの反発や非難などを懸念して、評価者が当たり障りのない人事評価を行い、人事評価制度を形骸化させ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を生じさせるおそれがある。

(2) 本件該当性について

ア 開示

「1 次評価」欄及び「2 次評価」欄は、五段階の段階評価であり、個別具体的な記載に比べ反発や非難につながりにくい。また、規程第 13 条の規定中「人事評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行う」との規定があることから、開示されることが想定されるため、「1 次評価」欄及び「2 次評価」欄は開示する。

イ 不開示

「1 次評価者・フィードバック終了後コメント欄」及び「2 次評価者コメント欄」は、評価の記述が直接的かつ端的であり、被評価者との見解の相違によるトラブルが生じることが危惧される。よって、開示による被評価者との摩擦や対立が生じることを懸念して当たり障りのない記載をする動機につながるため、公正かつ円滑な人事評価の確保に支障をおよぼすおそれがあるものと認め、不開示とする。

(3) 不開示決定について

令和 5 年度下期の人事評価シート（評価済みのもの）は、令和 6 年 3 月 29 日時点では評価が実施されておらず、不存在であったため、不開示決定自体は妥当であった。しかし、石垣市情報公開及び個人情報保護審査会から指摘があったように、開示請求時点では保有個人情報が存在してはいなかったが、不開示決定時点において、保有個人情報を保有するに至っていた点について、実施機関として、請求者に再度の開示請求を促すなど、丁寧な対応をすべきであった。

【裁決の結論】

審査請求人が開示を求める「令和４年度上期・下期、令和５年度上期の人事評価シート（評価済み）」については、「１次評価」欄及び「２次評価」欄は開示すべきであり、不開示決定は妥当でなかった。ただし、「１次評価者・フィードバック終了後コメント欄」及び「２次評価者コメント欄」は法第 78 条第 1 項第 7 号へに該当し、開示すべきでなく不開示決定は妥当である。

よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決します。

令和 7 年 5 月 30 日

審査庁

石垣市長 中 山 義 隆

上記の裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和 7 年 5 月 30 日

審査庁

石垣市長 中 山 義 隆

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に石垣市を被告として（訴訟において石垣市を代表する者は石垣市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、石垣市を被告として（訴訟において石垣市を代表する者は石垣市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。